

## 「金地金等の譲渡の対価の支払制度」に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年度税制改正において、「金地金等の譲渡の対価の支払調書制度」が創設され、**金地金等の売却代金が200万円を超える取引**については、お客様が地金業者等に対して本人確認書類を提出し、地金業者等がお客様の本人確認をすること、及び地金業者等が税務署へ支払調書を提出することが義務付けられることになりました。

本制度の導入に伴い、**お客様の氏名、住所、支払金額、売却日等を記載した「支払調書」を弊社にて作成の上、所轄の税務署へ提出いたします**のでご案内申し上げます。

つきましては、本制度の概要をご理解いただき今後とも末永くご愛顧を承りますよう宜しくお願い致します。

### 制度の概要

制度適用日	2012年1月1日以降の取引から適用
制度内容	お客様が対象となる取引を行う場合に、お客様に本人確認書類の弊社への提出を義務付けると共に、弊社に本人確認手続き・支払調書の税務所長への提出を義務付けるもの
対象となる取引	お客様が金地金・プラチナ地金等を弊社に売却した場合で、その売却代金が200万円を超える取引
本人確認書類	運転免許証・各種健康保険証・住民票の写し・印鑑登録証明書・外国人登録証明書・年金手帳・パスポート（氏名・住所・生年月日が確認できるもの。有効期限内のもの。）
支払調書記載内容	住所、氏名、地金種類、数量、支払金額、支払確定日

#### 【ご注意】

- ① 現行、対象物が『**金地金・白金地金・金貨・白金貨**』となっております。宝飾品・工芸品は対象外となっております。
- ② 法人取引に関しては、調書の必要はありませんが、**法人登録が必要**となります。登記簿をご提出下さい。